

平成24年2月14日

株式会社 山陰合同銀行

中小企業金融円滑化法第7条に基づく対応状況等の開示について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一郎）では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」第7条第1項の規定に基づき、平成23年12月末における金融円滑化への対応状況等について説明書類を作成し、ホームページへ掲載しましたのでお知らせします。

山陰合同銀行では、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、中小企業者等（中小企業者および住宅資金借入者）のお客さまの債務弁済に係る負担の軽減を図るため、お客さまからの貸出条件の変更等の希望に対し積極的に対応しております。今後とも金融円滑化を積極的に図るとともに、その対応状況等についてタイムリーかつ継続的な開示を行ってまいります。

【対応状況の概要（平成23年12月末時点）】

	【中小企業者】		【住宅資金借入者】	
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	8,579 件 264,757 百万円		1,670 件 18,760 百万円	
うち実行	8,054 件 247,940 百万円	93.9% 93.6%	1,379 件 15,436 百万円	82.6% 82.3%
うち謝絶	182 件 6,777 百万円	2.1% 2.6%	141 件 1,695 百万円	8.4% 9.0%
うち審査中	242 件 8,010 百万円	2.8% 3.0%	39 件 501 百万円	2.3% 2.7%
うち取下げ	101 件 2,028 百万円	1.2% 0.8%	111 件 1,127 百万円	6.6% 6.0%

○件数・金額は法施行日（平成21年12月4日）以降、平成23年12月末までの累計です。

件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。

○「謝絶」の件数・金額には、条件変更等の申込み後3カ月を経過してもなお「審査中」のもの、中小企業者（114件、4,636百万円）及び住宅資金借入者（104件、1,287百万円）を含んでいません。

○％は「申込み」に占める「実行」「謝絶」「審査中」「取下げ」それぞれの割合を表しています。

詳細は、当行ホームページ（<http://www.gogin.co.jp>）「山陰合同銀行について」のページ内にある「金融円滑化への取り組み」でご覧いただけます。

以上